

特集 《弁理士育成塾》

# 弁理士育成塾のしくみ

日本弁理士会副会長（研修所担当） 中川 裕幸

## 要 約

弁理士育成塾の開講理由，カリキュラム，スケジュール，そして修了者に対する就職支援の説明

### 目次

- 1 はじめに
- 2 研修スケジュール
- 3 研修クラス
- 4 研修費用
- 5 弁理士育成塾修了会員への支援
- 6 最後に

## 1 はじめに

弁理士育成塾は，日本弁理士会が平成 25 年度から開始した人材育成事業であり，明細書作成機会の少ない若手弁理士を実務段階へ円滑に誘導するための明細書作成に特化した演習指導型研修です。

平成 25 年 11 月に開講した弁理士育成塾は，ベテラン指導者の指導のもとで，優れた技やノウハウを伝承し，短期に「明細書が書ける」弁理士を育成することを目的とした研修コースであり，研修所の弁理士育成塾運営部会が企画・運営を行っています。

近年の弁理士試験合格者の増加に伴い，合格者の中から，明細書作成の実践経験が少なく，また事務所で OJT の機会に恵まれないため明細書作成スキルを身に付けることができない，また，e-ラーニングや集合研修のようなマスプロ授業ではなく，少人数制でしっかり学びたいという要望が増加していました。そういった声に応える形で新たな研修プログラムを立ち上げたのが，研修所の運営による弁理士育成塾です。

平成 26 年 2 月の産業構造審議会知的財産分科会弁

理士制度小委員会報告書では，その第 55 頁の「II. 実践的な研修を含めた研修の多様化」の「3. 対応の方向（1）研修の内容面について」の欄に，『明細書作成等の実務能力のうち基礎的な能力については，実務修習によりこれを担保することが適切であるが，新人弁理士は社会人が大部分であることから，受講が過度の負担とならない期間・回数にて行うことにも配慮する必要がある。この点，なお不足する OJT の経験等については，日本弁理士会が実施している新人研修や「弁理士育成塾」などの取組により担保することが適切であると考えられる。』とあり，社会的にもその取り組みが期待されています。

## 2 研修スケジュール

弁理士育成塾は，化学，機械，電気の 3 コースからなり，それぞれのクラス，1 年間で 3 クール，合計 100 時間の研修によって明細書作成の指導が行われます。第 1～第 3 クールの研修内容は，講師それぞれに任されていますが，いずれも受講生が実際に文章を書く実践的な課題を与えられる研修内容となっています。講師の先生方には，第 1 クールは 40 時間で明細書作成 2 本相当，第 2 クールは 30 時間で明細書作成 2～3 本相当，そして第 3 クールは明細書 3～5 本相当を目安としてプログラムを組んでもらっています。第 3 クール終了時に，一定レベルの明細書を自力で書き上げることができるスキルを身に付けてもらうことを目標とし

平成 25 年		平成 26 年												平成 27 年		
11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
H25 年度生・第 1 クール(パイロット版)						第 2 クール			第 3 クール			●	修了式			
						H26 年度生・第 1 クール			第 2 クール			第 3 クール			●	修了式

ます。

平成 25 年 11 月～平成 26 年 3 月の第 1 クール（パイロット版）から始まった平成 25 年度生は、平成 26 年 5 月～7 月の第 2 クール、同 8 月～11 月の第 3 クールを終了し修了式を迎えています。また、平成 26 年 6 月～9 月の第 1 クールから始まった平成 26 年度生は、現在も研修が続いており、平成 27 年 3 月に修了式が予定されています。

平成 26 年度生と同じ研修スケジュールで実施し、平成 28 年 3 月に終了予定となっている平成 27 年度生の募集は、平成 27 年 4 月末に行う計画となっています。

### 3 研修クラス

現在、弁理士育成塾は東京、大阪、名古屋で実施されており、東京では化学 2 コース、機械 2 コース、電気 2 コースの計 6 コース、大阪では化学 1 コース、機械 2 コース、電気 1 コースの計 4 コース、名古屋では機械 1 コースが開講しています。

各クラスは 10 名以下の少人数制を採用しています。特定の講師に付いてその指導を受けるという趣旨から、途中のクールからの参加者やメンバーの入れ替えはありません。そのため、最初から最後まで、同一講師、同一受講仲間という構成で 100 時間の研修を受けることとなります。

研修時間は、それぞれのクールにおいて隔週土曜日（原則）13:00～18:30 となっています。与えられた課題に対して、自宅での課題の起案も求められます。

平成 27 年度も、東京、大阪、名古屋で開講する予定です。講師が決定したうえで開講するコースの案内をさせていただきますが、上述のとおり、特定の講師から一貫して教えてもらう制度のため、受講希望の皆さんには、技術分野だけではなく指導を受けたい講師を選んで申込みしていただくこととなります。

### 4 研修費用

平成 26 年度生の受講料は、第 1 クール 129,600 円、第 2 クール 172,800 円、第 3 クール 172,800 円で、合計 475,200 円となっています。安くない受講料ですが、各講師が親身になって提供する研修プログラムの内容を考えれば決して高くない金額であると思料します。

受講生から低額化についての要望があることは十分理解していますが、少人数制研修という特殊な研修プ

ログラムであり全会員を対象とした継続研修とは性質が異なること、能力担保研修等の有料研修の受講料と比べても合理的な設定であること、講師の労力負担を考えるとコスト削減は難しいこと、そして、日本弁理士会は会場費などを負担していること、を考慮して、同受講料が決定されていますことをご理解いただければと思います。

資力に乏しい受講生に対しては、一定条件を満たせば、分割納付制度（毎月 1 万円の支払）を設けています。同制度の活用もご検討ください。

## 5 弁理士育成塾修了会員への支援

弁理士育成塾の修了会員は、自らが希望した場合には、卒業前後の一定の期間、次の支援を受けられることとなります。

### (1) 弁理士ナビにおける弁理士育成塾修了会員表示

弁理士ナビの項目に弁理士育成塾修了会員の表示欄を新設し、修了会員の希望に基づいて同修了会員であることを表示・検索可能とします。

### (2) 日本弁理士会が行う事務所へのインターン制度の推薦

インターン制度は、弁理士試験に合格したにもかかわらず、実務経験が少ないという理由で特許事務所に就職できないその年の合格者に対し、実務経験を積む機会として創設された制度です。この度、この通常のインターン制度とは別に、弁理士育成塾修了者を対象としたインターン制度を設ける予定です。このインターン制度によれば、希望者と受け入れ事務所との間でマッチングが行われ、3ヶ月間、事務所で実務経験を積むことができます。そのまま就職できるケースもあると思われます。

### (3) 知的財産支援センターが行う出願援助制度への代理人としての参加

出願等援助制度は、日本弁理士会の事業の一つであり、知的財産支援センターの出願等援助部が運営しています。出願等援助案件は、資力が乏しい等の要件を満たす個人又は中小企業からの申請の中から、有用性が確認され、採択案件として決定されますが、決定された採択案件については、出願費用（最大 30 万円）と審査請求料（約 15 万円前後）が日本弁理士会から支出されます。多くの案件が、会員を通して申請され、採用された場合は同会員が代理人となりますが、代理人が指定されていない案件も存在します。その場合は申

請者に弁理士ナビから代理人を選任してもらうように依頼していますが、この際、一定条件を満たした弁理士育成塾修了生をその講師弁理士とともに推薦することを計画中です。代理人として指名されることにより、一定の報酬を得たうえで、OJT 機会を得ることができます。

## 6 最後に

弁理士試験に合格しても、それだけの知識で実務ができるようになるわけではありません。とりわけ、明細書の作成実務は、指導弁理士の添削を受けながら数十件の明細書を書いて初めて一人前と言われるように、適切な指導を受けながら一定以上の経験を積む必要があります。従来は各特許事務所などの実務現場が

新人弁理士を教育し、数年をかけて一人前の実務者に育て上げていました。しかしながら、近年の新人弁理士の急激な増加や、特許事務所自体に新人を長期にわたって教育していく余裕がなくなっている現状があり、そもそも実務現場に携わることができず、また実務現場にいても十分なスキルアップができないという弁理士が生まれています。

弁理士育成塾は、この状況を改善するために日本弁理士会が出した一つの解答です。経済的な負担もあると思いますが、明細書作成能力を向上させたいと考えている若い弁理士には、是非とも参加していただきたいと思っています。

以上

(原稿受領 2014. 11. 7)